

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (農業者関係)(国税13)(所得税、法人税:義)
2	要望の内容		<p>農業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額の特別控除(7%)の2年延長。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 適用対象者：青色申告を行う農業者等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置(1台の取得価額が160万円以上) ・特定の器具及び備品(1台の取得価額が120万円以上) ・一定のソフトウェア(1つの取得価額が70万円以上) <p>等</p> <p>(3) 特例措置：青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(但し、資本金3,000万円以下)の選択適用が認められる。</p>
3	担当部局		生産局農産部技術普及課
4	評価実施時期		平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		<p>平成10年度 「総合経済対策(平成10年4月)」に伴う措置として創設。</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車:車両重量8t以上→3.5t以上〕</p> <p>平成12年度 1年間の延長 〔平成13年5月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長 〔平成14年3月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成14年度 2年間の延長 〔対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ〕 取得:230万円以上→160万円以上 リース:300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長 〔対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ〕 取得:100万円以上→120万円以上 リース:140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長 〔対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間		平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により</p>

		<p>経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)</p> <p>食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」とされている。</p>																																
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]</p> <p>国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																																
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成25年度における160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値:(86,463円(平成22年度実績))を指数として基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>※上記基準値の算出根拠は以下のとおり。</p> <p>160万円以上の農業機械出荷額 141,039百万円 ÷ 販売農家数 1631千戸 = 86,463円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>販売農家1戸当たりの160万円以上の農業機械取得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>高性能な農業機械の導入による労働時間の低減により、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することができる。</p>																																
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度 (実績)</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (見込み)</th> <th>H24年度 (見込み)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,056</td> <td>2,985</td> <td>2,689</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p> <p>本税制措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。また、毎年2,500件を超える適用があり、僅少でもない。</p> <p>想定適用数 2,985件(前回要望時に想定した件数(2年平均))</p> <p>② 減収額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度 (実績)</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (見込み)</th> <th>H24年度 (見込み)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>386</td> <td>381</td> <td>389</td> <td>377</td> <td>377</td> <td>377</td> <td>377</td> </tr> </tbody> </table>		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	減収額	386	381	389	377	377	377	377
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)																											
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670																											
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)																											
減収額	386	381	389	377	377	377	377																											

		※算定根拠は別添1参照																																																
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械の導入が確保されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 下表のとおり、160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値は推移しており、本特例措置は高性能な農業機械の導入に効果を上げている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>H19 (実績)</th><th>H20 (実績)</th><th>H21 (実績)</th><th>H22 (実績)</th><th>H23 (見込)</th><th>H24 (見込)</th><th>H25 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)</td><td>79,766</td><td>81,545</td><td>85,698</td><td>86,463</td><td>86,463</td><td>86,463</td><td>86,463</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 本税制措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きいため、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。 本税制措置の利用状況を調査(全体回答数約5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21年6月中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。 また、上記アンケート調査結果を用いて(利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。減収額は全額計上)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。 上記の考え方を踏まえ、経済波及効果について、算出したところ、以下の表のとおり。 [経済効果の算出方法] 141,039百万円(160万円以上の国内向け農業機械出荷額)×3.81% (全販売農家に占める青色申告を行った販売農家の割合)=5,380百万円を設備投資額とし、経済波及効果を算出した際に使用した投資額をその半額の2,690百万円とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H19年度 (実績)</th><th>H20年度 (実績)</th><th>H21年度 (実績)</th><th>H22年度 (実績)</th><th>H23年度 (見込み)</th><th>H24年度 (見込み)</th><th>H25年度 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>453</td><td>447</td><td>456</td><td>442</td><td>442</td><td>442</td><td>442</td></tr> <tr> <td>投資額</td><td>2,759</td><td>2,722</td><td>2,777</td><td>2,690</td><td>2,690</td><td>2,690</td><td>2,690</td></tr> <tr> <td>経済波及効果</td><td>7,276</td><td>7,180</td><td>7,325</td><td>7,095</td><td>7,095</td><td>7,095</td><td>7,095</td></tr> </tbody> </table>	年 度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)	79,766	81,545	85,698	86,463	86,463	86,463	86,463		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	減収額	453	447	456	442	442	442	442	投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690	経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095
年 度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)																																											
160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)	79,766	81,545	85,698	86,463	86,463	86,463	86,463																																											
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)																																											
減収額	453	447	456	442	442	442	442																																											
投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690																																											
経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095																																											

		<p>※経済波及効果の算出には、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用。</p> <p>※消費転換係数0.73で算出。</p> <p>※経済波及効果は2次効果まで算定。</p> <p>※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農業者による高性能な農業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るために、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>関連する措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産業機械等リース支援事業 ・経営体育成支援事業 ・多様な農業者向け制度金融 <p>等があるが、本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

○減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 減税対象機械設備 = 1,411,039 百万円 (平成22年度)

【算出例】トラクターの場合

$$33,121 \text{ 台} (\text{国内向け出荷台数}) / 145,590 \text{ 台} (\text{20馬力以上のトラクターの出荷台数}) \\ \times 212,890 \text{ 百万円} (\text{20馬力以上のトラクターの出荷額}) = 48,431 \text{ 百万円}$$

○上記の算出例に沿って算出した主要農業機械 (160万円以上) の合計額

$$48,431 \text{ 百万円} (\text{トラクター}) + 15,724 \text{ 百万円} (\text{田植機}) + 73,762 \text{ 百万円} (\text{コンバイン}) \\ + 3,122 \text{ 百万円} (\text{スピートスレーパー}) = 141,039 \text{ 百万円}$$

(注) 「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。
また、当税制の対象である160万円以上と想定される主要農業機械をトラクター(20馬力以上)、田植機(5条以上)、コンバイン及びスピートスレーパーとした。

(2) 減税見込額 (平成22年度実績推計) ・・・所得控除から試算

$$141,039 \text{ 百万円} (\text{減税対象機械設備取得価額}) \times 0.0381 (\text{青色申告により所得税を納税している農業所得者率}) \times 7\% (\text{税額控除率}) = 3,77 \text{ 百万円}$$

$$H19 \text{ 青色申告所得納税者数 (農業所得者)} / \text{販売農家数} \\ 74,901 \text{ 人} / 1,963,424 \text{ 人} = 0.0381$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

国税庁「統計年報」、農林水産省「2005農林業センサス」

2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象数	80,111	78,259	70,495	70,003	70,003	70,003	70,003
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670
減税見込額	386	381	389	377	377	377	377

注) 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、(対象者数) × (青色申告により所得税を納税している農業所得者率) で推計。

3 平成23年度以降については、平成22年度の推計値と同数とした。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	農業用機械 (2,241)	商業 (486)	運輸 (31)
20年度	農業用機械 (2,212)	商業 (480)	運輸 (30)
21年度	農業用機械 (2,257)	商業 (489)	運輸 (31)
22年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
23年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
24年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
25年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
26年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
27年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
28年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)